

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第185号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「こえる」を「超える」に、「あわせて」を「合わせて」に改め、同項第3号中「硬貨投入口に投入して」を「金銭投入装置により」に改める。

別表3備考以外の部分中 「1,700 1,300」を「1,800 1,400」に、

「下鳥羽公園球技場」 「2,600 1,600」を

「下鳥羽公園球技場」 「3,000 2,000」に、

「温水シャワー設備」 「1室 1日 4,500」を
「1個1回 4分 100」

「温水シャワー設備」 「1室」に、
「1日 4,500」
「1時間 1,500」
「1日 2,700」
「1時間 900」
「その他 1個1回 4分 100」

「

「

1時間	300
	300
	300
	300
	200
	600

を

1時間	600
	300
	300
	800
4時間	100
1時間	600

に

」

」

改める。

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)